

4. 入院手続

- 入院される方は、1階受付の入院⑤番窓口（土日・祝日は「夜間救急受付」（場所は13ページ「1F配置図」参照）で手続きをして下さい。
- 窓口では当院所定の入院申込書、身元引受書（連帯保証人は、独立して生計を営む成年者）を記入して下さい。
- 入院手続には、保険証、診察券、印鑑が必要です。
- 救急入院等の理由で保険証等を提示できなかった患者さんは、入院日より3日以内に入院⑤番窓口へ提出して下さい。

5. 限度額認定証の提示について（入院費用の自己負担の軽減）

- 70歳未満の方及び70歳以上で医療費の負担割合が3割の方は、加入している保険者から「限度額認定証」の交付を受けて病院の窓口提出すると、自己負担が軽減されます。
- 入院が決まったら、保険者から交付を受け、入院時に1階受付の入院⑤番窓口にご提示下さい。

70歳未満の方の自己負担限度額（1ヶ月あたり/月ごと）

対象者	1ヶ月あたりの自己負担限度額	食事代
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	460円
イ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000)×1%	460円
ウ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000)×1%	460円
エ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	460円
オ 市町村民税非課税世帯)	35,400円	210円

(例) 手術で入院し、医療費が100万円だった場合（上記表ウで計算）

- ・保険証のみ（3割）30万円
 - ・限度額適用認定証を提示 約9万円
- 窓口負担が約21万円軽減されます。

70歳以上で医療費の負担が3割の方（1ヶ月あたり/月ごと）

対象者	1ヶ月あたりの自己負担限度額	食事代
ア 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	460円
イ 標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(総医療費-558,000)×1%	460円
ウ 標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+(総医療費-267,000)×1%	460円

- * 限度額認定証は、申請した月の1日から有効です。
前月に遡って使用は出来ませんので、お早めの申請をお願いいたします。
- ※ 自己負担限度額には、特別室料金、食事代、保険適用外の診療費および諸雑費は含まれません。

● 『高額療養費制度』について

上記の手続きが間に合わなかった場合は、一旦「自己負担額」を支払っていただきますが、『高額療養費』の申請をすることで、限度額を超えた額が払い戻されます。この場合も、市役所の窓口などに「当院への医療費支払時の領収書」と保険証・印鑑・預金通帳を持参し申請手続きして下さい。

詳しくは加入されている各健康保険にご確認下さい。

〔国民健康保険〕〔後期高齢者〕→各市町村役場〔組合健康保険〕→健康保険組合・共済又は勤務先〔協会健康保険〕→全国健康保険協会（協会けんぽ）